

基本法の修正理由等について<内閣一元管理関係>

修正内容	修正理由等<主なもの>
第5条第1項関係	
○「国家戦略スタッフ、政務スタッフは、特別職の国家公務員とする。」旨の追加	●「政権が変わってこの人たちが一般職の国家公務員として仕事に復帰できるようなことも想定して基本法案を規定しているところでございます。」(6月5日 参・内閣委員会 渡辺国務大臣答弁)
○「幹部職員は、内閣人事庁及び各府省に所属」の削除	<p>●「内閣人事庁と各府省に幹部の職員の方々は所属をするというふうには法律ではなっています。先ほどの話ではあいまいだということでありましたけれども、そうすると、これはいわゆる人事権とか懲戒権といったものも、これから先、法律で、国家公務員法なりで決めていくということになるという理解でいいんでしょうか。どちらに人事権があるとか、どちらに懲戒権があるとか、現実には非常に難しいのではないかなと我々は思うんです。」(5月14日 参・内閣委員会 松本剛明議員 質問)</p> <p>→(渡辺国務大臣)「両方に所属ということは、この基本法成立後に具体的な人事管理のあり方を決めていこうということでございます。</p> <p>幹部職員を一元的に管理する観点、それから各府省の大臣の幹部職員に対する十全な監督権を担保する観点のバランスを考慮しつつ、このような規定ぶりになったものでございます。任命、懲戒、給与の支払い、人事評価等について、制度の具体化の中で検討していくという規定ぶりでございます。」</p> <p>●「元々の政府案は、幹部職員は内閣人事庁に併任するという案がありました。我々の考え方は先ほど来ずっと議論しているとおおり、人事権、任命権者は基本的に大臣であると、ただし内閣人事局は国全体の立場からそこに対して非常に強い拒否権も持てるし、その人が期待どおりの仕事をしていなかったら大臣に対して協議の申入れ、これはまずいんじゃないかという協議の申入れまで行えるという権限があるということが質疑の中で明らかになりました。</p> <p>そうすると、制度上も、これまでの議論で明らかだとは思いますが、内閣人事局、幹部人事が例えばある省の局長さんは元々の政府案でいうと内閣人事庁に併任していたんですね。併任しているから情報が取れるというような議論もあったんだと思うんです。その部分はなくなったんだけど、今この委員会でも議論したような内閣人事局の非常に強い権能もあるわけですから、しっかり、幹部職であっても、内閣人事局は国全体の立場からその局長さんなら局長さん、事務次官なら事務次官の評価をする、人事管理の権限を行うということはこの際、この委員会での議論で明確にしておいた方がよいと思うんですが、大臣、お考えをお述べいただけますか。」(6月3日 参・内閣委員会 松井孝治議員質問)</p> <p>→(渡辺国務大臣)「幹部職員については、内閣人事局が適格性審査、それから候補者名簿作成などの形で任免にかかわります。平素から人事に関する情報の管理は幹部職員についても行うこととなります。詳細は今後の課題でございます。」</p>

<p>○「国家戦略スタッフは、内閣人事庁の職員をもって充てる」の削除</p>	<p>●「国家戦略スタッフは内外から幅広く登用することも含めて、有為な人材をまさに国家戦略の企画立案に活用するものとして設置をしたものでありますけれども、やはり国家戦略スタッフも内閣官房に置かれるということを考えますと、その人事管理を内閣人事局が行うことを否定する趣旨で削除をしたものではないというふうに申し上げてよいかと思っております。」(6月3日参・内閣委員会 松本剛明議員答弁)</p> <p>●「国家戦略スタッフ等につきましては、今回、特別職の国家公務員としています。公務の内外から公募を活用するなどして人材を機動的に登用していくことが肝心だと考えます。 御指摘のように、民間から募集をする場合、給与その他の処遇の面あるいは退任後の扱いについてハードルがあり過ぎるのではないかという議論は懇談会の議論の中でも出たように記憶をいたしております。 まさに官民の垣根を越えてこうした裏方を強化をしていくことが政治主導をバックアップすることにつながるわけですから、国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするために、給与、処遇、それから退任後の扱いについてそれぞれの職務の特性に応じた適切なものにしていく必要があるかと思っております。」(6月3日参・内閣委員会 渡辺国務大臣答弁)</p> <p>●「国家戦略スタッフは内外から幅広く登用することも含めて、有為な人材をまさに国家戦略の企画立案に活用するものとして設置をしたものでありますけれども、やはり国家戦略スタッフも内閣官房に置かれるということを考えますと、その人事管理を内閣人事局が行うことを否定する趣旨で削除したものではないというふうに申し上げてよいかと思っております。」(6月3日 参・内閣委員会 松本剛明議員答弁) → (松本議員の答弁を受けて)「そうだったと思います。内閣官房に置かれるわけですから、一々そこに内閣人事局が管理を行うと書くというのは条文上余り美しくないというか、一々そこまで入念的に具体的に書かなくてもいいだろうということだったと私も記憶しております。」(6月3日 参・内閣委員会 松井孝治議員質問)</p>
<p>○「政務スタッフ並びに課長その他の管理職員…は、内閣人事庁に併任」の削除</p>	<p>—</p>

<p>○「幹部職員」→「幹部職員(地方支分部局等の職員を除く。以下…)」に修正 ○「管理職員」→「管理職員(地方支分部局等の職員を除く。以下…)」に修正</p>	<p>●「指定職の範囲の中には本省、地方支分部局という扱いにはなりませんけれども、研究所などの附置機関なども入ってくるわけでありますが、こういった辺りも、あと大きな病院、規模の大きい病院、療養所等物によっては入ってくるわけでありますが、こういったものは内閣一元化の対象とする必要がないものの中に入るのではないか。(中略)あわせて、公務員の職の中には司法的な要素を有するものというものも含まれております。本来、政治主導、内閣一元化の管理ということにかんがみますと、そういった司法的な要素を有するものをどこまで一元の対象とするかということは議論の余地があるものと思いますが、そういったことも含めて、新たな制度の中で内閣一元化の趣旨、政治主導の趣旨にのっとり内閣の人事局で主導権を持ってお決めをいただくべきものというふうに理解をしております。」(6月3日参・内閣委員会 松本剛明議員答弁)</p> <p>●「外交、防衛に携わる者というのは政治そのものでございますから、こういった者は特別職、一般職ということではなくその職の事柄の性質に従って内閣一元化にすべきものはしっかりと内閣一元化の対象とすべきものというふうに理解をいたしております。」(6月3日参・内閣委員会 松本剛明議員答弁)</p> <p>●「給与法上の言わば枠組みというか、区切りではなく、これはやはりこの法の趣旨に従った区切りが設定をされるべきだというふうに考えておりました、この幹部職というのにつきましても、今申し上げた、この法の政治主導の内閣一元化の趣旨に従ってこの幹部職の対象というのは規定をされるべきであるというふうに私ども修正案提出者は考えているところでございます。当然、先ほども外交ということを申し上げました。大使も政府と一体となって外交を展開をするわけでありますから対象に含めることが期待をされるというふうに考えておりますし、他方で、お話がありました主計官、これは予算編成に携わるという意味ではまさに政治の根幹にかかわる部分であることを考えますと、幹部という扱いに含めるのが適当なのではないかという指摘は私も同感の思いでいるところでございます。」(6月3日参・内閣委員会 松本剛明議員答弁)</p>
---	---

○「幹部職員…を対象とした新たな制度」、「管理職員…を対象とした新たな制度」を設ける旨の追加

●「この修正案の第五条の二項一号及び二号の趣旨でございますが、これはその基本的な方向性を示すものでございまして、(中略)具体には、修正案の五条の二項三号そして五号までの措置を予定しております。すなわち、幹部職員等の任用は、内閣官房長官がその適格性を審査する、そしてその候補者名簿の作成を行い、また、各大臣が人事を行うに当たっては、任免について内閣総理大臣及び内閣官房長官と協議した上で行うものとするとしております。

さらに、幹部職員等の任用に当たっては、「国の行政機関の内外から多様かつ高度な能力及び経験を有する人材の登用に努める」、幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、「その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずる」、これらはそれぞれ四号と五号に示しております。

その他、幹部職員等の各府省ごとの定数の設定あるいは管理職員任用の場合の選考に関する統一的な基準の作成、これらも内閣官房において行うこととしておりました、こうした具体的な新たな制度、措置によりまして、先ほど申し上げたように、縦割り行政の弊害の排除、そして多様な人材の登用並びに弾力的な人事管理というものが実現できる、そのように考えております。」(5月28日 衆・内閣委員会 馬淵澄夫議員答弁)

●「内容につきましては、縦割りの行政の弊害を排除するために内閣の人事管理機能を強化すること、多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるように幹部職員また管理職員を対象とした新たな制度をそれぞれ設けるものというふうに理解をしているところでございます。各省縦割りの弊害という言葉がよく言われておりますが、これを排除をし、国民のために奉仕をする公務員の育成をする、活用をするということがその目的でございます。」(6月3日参・内閣委員会 松本剛明議員答弁)

<p>○幹部職員の候補者名簿について、 「各府省は、候補者名簿の原案を作成し、…。ただし、内閣人事庁も、必要に応じ、候補者名簿を作成することができる」 →「内閣官房長官が…候補者名簿の作成を行う」に修正</p>	<p>●「もともとの政府案では、現状のいわゆる大臣の人事権という名のもとに各省において事務方の仲間内人事が行われる、そういう人事を大臣が追認せざるを得ないような実態が指摘されておりました。こういったことを改めるために、内閣人事庁でも候補者名簿を提示するという仕組みを提案したわけでございます。修正案では、この問題認識は共有されていると思います。その上で、官房長官が一元的に候補者名簿を作成するとしたわけですし、内閣一元管理をより強化したということが言えようかと思います。」(5月28日 衆・内閣委員会 渡辺国務大臣答弁)</p> <p>●「第三に、幹部職員等の人事管理の内閣による一元化に関する事項について、政府案の趣旨を明確化する等の観点からの修正であります。すなわち、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、幹部職員又は管理職員を対象とした新たな制度をそれぞれ設けるものとする、幹部職員の任用については、その適格性の審査及び候補者名簿の作成を内閣官房長官が行うこととし、各大臣が人事を行うに当たって、任免については、内閣総理大臣等と協議した上で行うものとする、幹部職員等については、国の行政機関の内外から多様かつ高度な能力及び経験を有する人材の登用に努めること、並びにその処遇を弾力的なものとするための措置を講ずることとしております。」(6月3日参・内閣委員会 大畠章宏議員修正案提案理由説明)</p> <p>●「各大臣が幹部に特定の人物を任用しようとする場合がございますが、その場合は、各大臣がその人物を幹部職員に登用しようとしていると、その人材、有識者を内閣人事局であります、この場合は官房長官、内閣官房長官に推薦をし、適格性を審査いただいた上で名簿に登載をしてもらう…各大臣は、その名簿に登載された人材、有識者について内閣総理大臣及び内閣官房長官と協議をした上で任命をしていただくこととなります。」(6月3日参・内閣委員会 松本剛明議員答弁)</p> <p>●「縦割りの弊害の排除そして政治主導の強化という面にかんがみまして、現在の各府省という組織、それから大臣、さらには政治との関係を、現状をつぶさに分析をする結果、やはり大臣、政治にしっかりとした主導権を持つためにはむしろ内閣に一元的に名簿を作成をする権限を与えることが適当である、こういう判断で修正案を提出させていただき、これはある意味では政府案の趣旨をより明確に強固にしたものというふうに理解をいたしております。」(6月3日参・内閣委員会 松本剛明議員答弁)</p> <p>●「各府省が候補者名簿の原案を作成するといった規定を削除いたしましたわけですから、これは候補者の名簿の作成は内閣人事局が行うものというふうに解釈をいたしております。(中略)各府省がそういった推薦名簿をお出しになるということを経済が認められるかどうかというのはそれぞれの判断だろうというふうに思いますが、派閥の横行、専横と言われるのと同様に、法に従って内閣人事局が名簿を作成すると、その趣旨を生かした実態にさせていただきたいというふうに考えております。」(6月5日参・内閣委員会 松本剛明議員答弁)</p>
<p>○幹部職員の任免について、 「内閣総理大臣による承認」 →「内閣総理大臣及び内閣官房長官と協議」に修正</p>	<p>—</p>
<p>○「行政機関の内外から…人材の登用」の追加</p>	<p>—</p>

○「幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等…弾力的なものとするための措置」の追加

●「この弾力的な運用という中で、今、松井委員の御指摘のように、それこそ恣意的な判断がなされてはならないということにおきまして、この幹部職員の範囲、管理職員の範囲というのは、その給与面におきまして上限から下限までの範囲内においてこれを判断できるということで規定したものでございます。民間の人事管理などでは、いわゆるバンドと称される人事の中での職制の範囲がございまして、今回のこの修正案におきまして、そのような趣旨にのっとりまして、弾力性を持ちながらも、一方で幹部職員、管理職員のその範囲内で、給与の上限、下限の範囲内での昇任、降任、あるいは昇給、降給ということが可能となるという、そういった制度にしたものでございます。」(6月3日参内閣委員会 馬淵澄夫議員答弁)

第5条第4項関係

<p>○「総合職試験の合格者からの採用及びこれに伴う各府省への配置の調整」の削除</p>	<p>●「政府原案には総合職試験というものがあつたわけではありますが、総合職試験の合格者の中から採用された者だけに他の採用者と異なるルールを適用するというのは、採用試験に基づいて幹部候補を事実上固定化する、いわゆるキャリアシステムの維持につながるおそれがあるというようなことから、このようなルールを維持したままではキャリア制の廃止とならず、総合職がスーパーキャリアとなってしまうおそれがあるので削除をしたものであります。」(5月28日 衆・内閣委員会 佐々木 隆博議員答弁)</p> <p>●「民主党の方からの御説明によれば、総合職試験の合格者の中から採用された者だけについて他の採用者と異なるルールを適用するというのは、採用試験に基づき幹部候補を事実上固定化するようなキャリアシステムの維持につながるものであると、こういう御趣旨でございました。一方で、私どももいたしましたも、今後、総合職といったものがどういう形になるかは別でございますけれども、例えば昨年であっても、いわゆるI種の合格者が千六百名近い、一方で、その中で各省で採用された方が六百名という、逆に言えば千名の方は試験には合格するけれども採用に至っていないといったような状況がある中で、内閣一元でそれだけの方をある意味じゃ評価をするといったことが果たしてどの程度できるのか、逆に言えば極めて平均的な人材だけが採用される可能性もないではないといったようなことを考えて削除ということで修正案ができたわけでありまして、</p> <p>そういう中で、幹部職員につきましてはきっちりとした一元管理を行うということでございまして、幹部職員が内閣に所属するという意識を持って、ある意味じゃ幹部職員同士が仲間意識を持つということになれば、採用時点でどの省で採用されたかということは余り関係なくなってくる、ある意味では縦割り行政の弊害といったものは心配しないので済むなということでこういう修正案になったわけでございます。」(6月3日 参・内閣委員会 宮澤洋一議員答弁)</p>
<p>○「幹部職員等に係る各府省ごとの定数の設定及び改定」の追加</p>	<p>●「例えば、総務省行管局の機構、定員関係事務とか、人事院給与局の級別定数を定める部局とか、人事・恩給局の事務、それから年金、共済関係の事務、こういったことが一応考えられますが、こういったことを内閣人事局へ移管を検討していくことになろうかと思ひます。</p> <p>特に機構、定員関係事務や級別定数に係る部局は、修正後の五条四項一号によりまして、内閣人事局が幹部職員等に係る各府省ごとの定数の設定及び改定を担うこととの関係からも、移管ないし事務の見直しの対象になるものと考えております。」(6月3日 参・内閣委員会 渡辺国務大臣答弁)</p> <p>●「縦割り行政の排除や多様な人材の登用、さらには弾力的な人事管理のために設けられるべき5つの具体的な措置として…4点目といたしましては、各府省、これは定数が定められておりますので、この定数の設定、各府省での幹部職員の定数の設定や、また管理職員の選考におきます統一的な基準の作成、こうしたものも内閣官房において一元的に行うべきものとして新たな制度を措置するとしておるわけでありまして。」(6月3日参・内閣委員会 馬淵澄夫議員答弁)</p>
<p>○「管理職員を任用する場合の選考に関する統一的な基準の作成及び運用の管理」の追加</p>	<p>●「管理職については内閣人事局が定める選考に関する統一的な基準に沿って各大臣が任用することになるものというふうに承知をしていることも付言を申し上げたいと思ひます。」(6月3日参・内閣委員会 松本剛明議員答弁)</p> <p>●「課長級の場合には、内閣人事局の定める統一基準などの下で、大臣は基本的には官房長官との協議を行うことなく任用することになろうかと思ひます。ただし、統一基準から逸脱して任用がなされているなどという場合には、官房長官から大臣に協議を申し入れることが考えられます。」(6月3日参・内閣委員会 渡辺国務大臣答弁)</p>

○「幹部職員等以外の職員の府省横断的な配置に関する指針の作成」の追加	—
○「各大臣が人事を行うに当たっての情報提供、助言等の支援」の削除	—
○「国家戦略スタッフに充てられている職員の管理」の削除	(○「国家戦略スタッフは、内閣人事庁の職員をもって充てる」の削除)に同じ
○「総合職試験の合格者の中から採用された者」の人事に関する情報の管理の旨の削除	—

<p>○公募による任用の推進(条文上は変更なし)</p>	<p>●「修正後の条文によりますと、幹部職員については内閣人事局で一元的に候補者の適格性審査を経て候補者名簿の作成を行うことになっています。したがって、幹部職員に関しては、公募により候補者を募るのも内閣人事局が一元的に担うということにしなければ、制度の整合性が確保できないものと考えます。」(6月3日 参・内閣委員会 渡辺大臣答弁)</p> <p>●「御指摘(注:幹部職員の公募の主体は当然に内閣人事局と解してよいか。)のとおりでございます。」(6月3日 参・内閣委員会 馬淵澄夫議員答弁)</p>
<p>第11条関係</p>	
<p>○「内閣人事庁」→「内閣人事局」</p>	<p>●「(内閣の重要事項である)幹部職員の人事におきましては、内閣政権中枢で執り行わなければならないとして内閣人事局にしたわけでございますが、当然ながら、そのような組織の設置は行政の肥大化を、これを抑えるということも効果としてございますが、報道等にありますように、単に行政組織のその規模の問題を我々は論じたわけではございません。」(5月28日 衆・内閣委員会 馬淵澄夫議員答弁)</p> <p>●「庁にすると行政の肥大化を招くおそれがある、そういう観点から、内局にすることによって、あり得る弊害を事前に防ごうとしたものであります。」(6月3日参・内閣委員会 馬淵澄夫議員答弁)</p> <p>●「規模につきましても、いずれにしても、まあ内閣人事庁といった言葉よりは人事局といった言葉はかなりスリム化した組織ということだと思っておりますので、こういう行政改革が必要な中で、極力小さな組織として、しかし機能はきちり果たせるようなそういう組織をつくっていただきたいというふうに考えております。」(6月3日参・内閣委員会 宮澤洋一議員答弁)</p>